

令和6年4月26日
根室市教育委員会訓令第3号

根室市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱の一部を改正する訓令

根室市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱（令和2年根室市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「指導員」の次に「兼地域連携推進員」を加える。

別表中「指導員」の次に「兼地域連携推進員」を加え、同表勤務時間の項中「2時」を「3時」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の根室市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。